

【見直しの考え方】

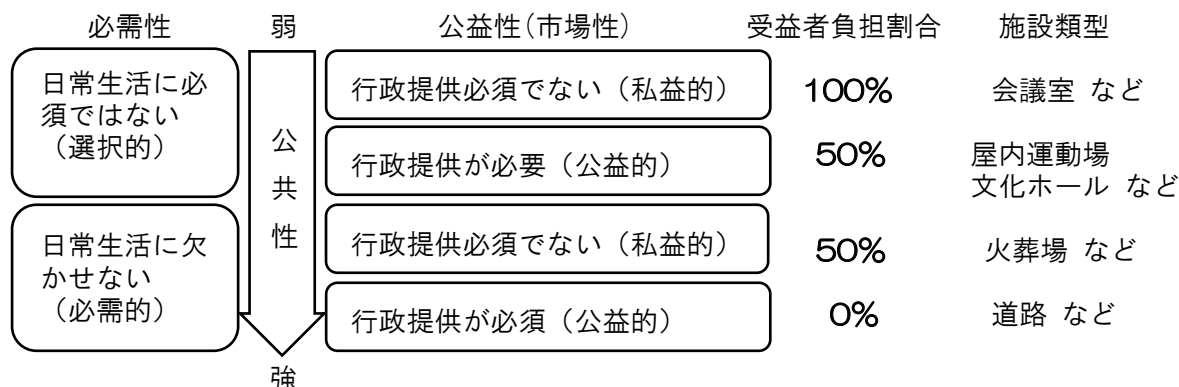
- ◆「施設類型ごとに同じ考え方で設定」をして同種施設における使用料を均衡させます
各施設で不平等が生じないよう、施設の類型ごとに使用料の算定方法を明確にし、わかりやすく示します。

＜施設類型に応じた共通の方法での使用料設定（案）＞

施設類型	該当施設	使用料の基本となる算定方法
会議室	福祉・教育プラザコミュニティルーム みやづ歴史の館会議室 宮津市民体育館会議室 など	面積区分(50 m ²)を設け 50 m ² ごとに加算（水道がある施設はプラスで加算）
屋内運動場（学校）	5 小学校の屋内運動場 2 中学校の屋内運動場 宮津幼稚園遊戯室	500 m ² 未満、500 m ² 以上の区分で使用料を設定

- ◆「あるべき受益者負担割合をもとにした負担」を利用者(受益者)に求めていきます
施設の必需性と公益性(市場性)を基にした公共性の強弱によって、利用者にご負担いただく割合と公費で負担する割合を設定します。

＜あるべき受益者負担割合の考え方＞



- ◆「近隣市町における使用料」も踏まえた調整をします

あるべき受益者負担割合までご負担いただくことが基本ではありますが、近隣市町の同種施設の使用料も踏まえて、見直す幅を調整します。

＜今回見直しを行わず現行使用料のままで据え置くもの（案）＞

- ・ 会議室 : 重要文化財旧三上家住宅(オクザシキ、茶室)
- ・ 屋内運動場(体育館): 宮津市民体育館(アリーナ、剣道場・柔道場、多目的練習場、トレーニング室)、B & G 海洋センター体育館
- ・ 屋外運動場(学校) : 5 小学校の屋外運動場、2 中学校の屋外駐車場
- ・ 屋外運動場(公園) : 宮津運動公園(市民球場、市民グラウンド、テニスコート)

- ◆「統一的な考え方での減免基準」とします

利用者(受益者)負担の公平性を確保するため、統一的な考え方で減免基準を設定します。

- ◆「子どもへの指導を対象とした団体が利用する場合の免除」を行います(学校施設)

子育て・教育環境の充実の観点から、新たに学校の屋内運動場・屋外運動場の使用料については、子どもへの指導を対象とした団体が利用する場合、10/10 減免(免除)します。

- ◆「市民以外の利用者(受益者)への割増(2倍)」を設けます

近隣市町で市町民以外利用者への割増が設定されている状況も踏まえ、原則全ての公共施設において、市民以外の利用者(受益者)の使用料は市民の使用料の2倍とします。

※子育て支援センター「にっこりあ」において、市外利用者(受益者)から使用料をいただきます。